

# 住宅改修費支給申請の取扱いについて

大垣市介護保険課

令和2年4月

## 1 概要

介護保険制度の住宅改修では、在宅で生活する要支援・要介護認定者が、住民票にある住所地の住宅に対して対象となる住宅改修工事を行い、市が要支援・要介護認定者の心身の状態や住宅の状況から必要と認めた場合、居宅介護（介護予防）住宅改修費が支給されます。この支給は、所定の手続きをとることで対象工事費用（上限20万円）の7～9割が償還払い（後から払い戻し）されます。

そこで、大垣市では、住宅改修費支給申請の取扱いについて、次のように運用を定めます。

## 2 対象となる住宅

被保険者本人の住民票上の住所にある住宅のみが対象となります。一時的に身を寄せている住宅や同敷地内にある住宅は対象となりません。

## 3 住宅改修費の支給限度基準額

住宅改修費の支給限度基準額は、要介護者の住民票上の住所にある住宅に対して20万円（原則1回限り）です。なお、1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

<p>(例) 対象工事に20万円かかった場合、自己負担割合が1割であれば、2万円が自己負担となり、18万円が後ほど支給されます。</p>
--

## 4 対象となる住宅改修工事

### ① 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に、転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するもの。なお、用具貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除く。

### ② 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定される。

### ③ 滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室においては、畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては、床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定される。

### ④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象とならない。

### ⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的だが、用具購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除く。

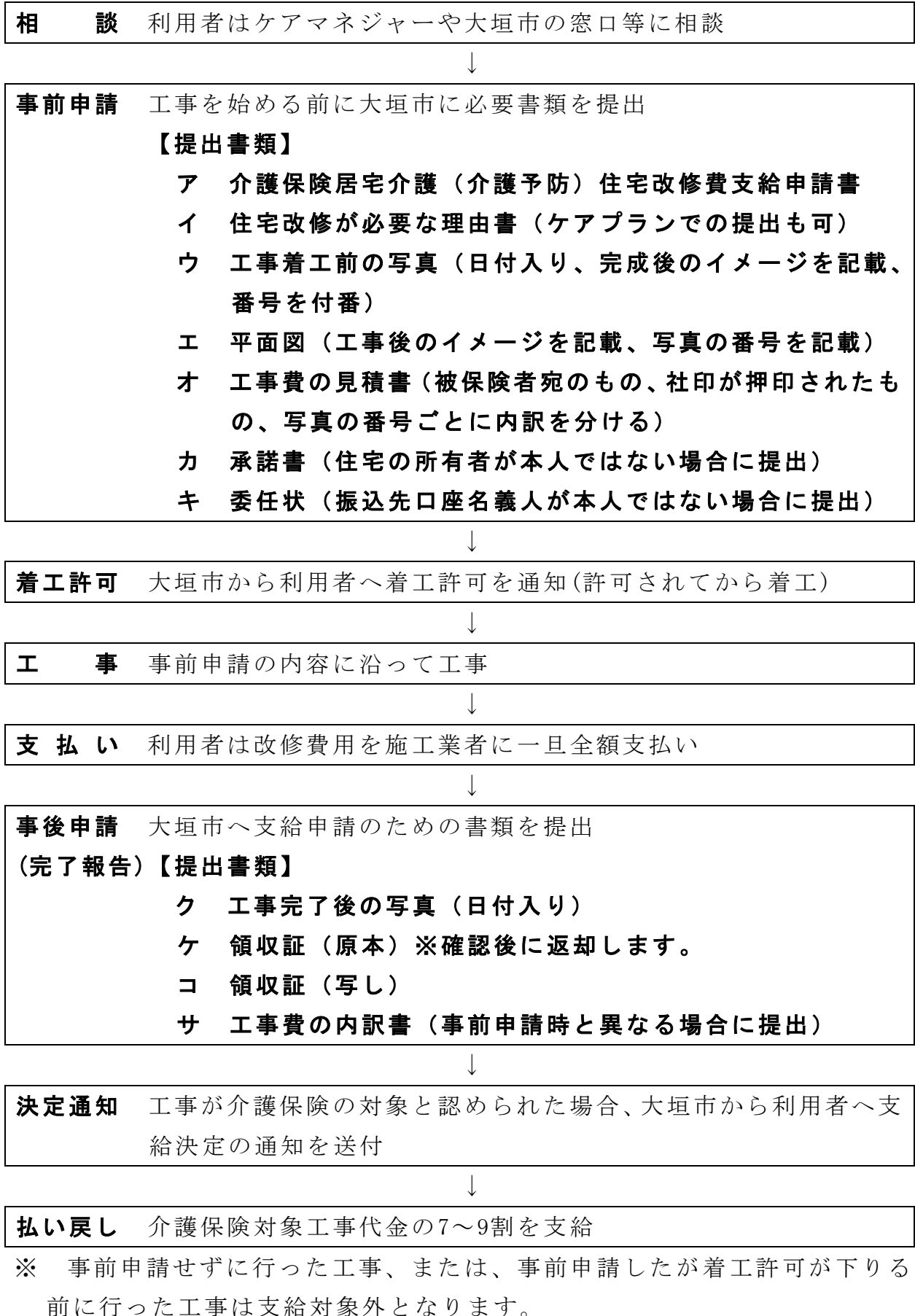
また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まない。

さらに、非水洗和式便器から水洗式洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、水洗化または簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は、保険給付の対象とならない。

### ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

- ・ 手すり取付けのための壁の下地補強
- ・ 浴室の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ・ 床材の変更のための下地や根太の補強、通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ・ 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
- ・ 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化等を除く）や床材の変更

## 5 手続きの流れと申請書類



### 「ア 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」の注意点

- ・ 住宅の所有者が利用者本人以外の場合、所有者の「カ 承諾書」が必要になります。承諾書提出の要不要は次のとおりです。

住宅の所有者	「住宅の所有者」欄の記載内容	承諾書
本人	本人の氏名（続柄欄は「本人」）	不要
本人と同居の親族	親族の氏名と続柄	任意
本人と同居していない親族	親族の氏名と続柄	必要
本人の親族以外	所有者（大家等）の氏名と続柄	必要

- ・ 振込先口座名義人が利用者本人以外の場合、「キ 委任状」が必要になります。委任状提出の要不要は次のとおりです。

振込先口座名義人	「口座振込依頼欄」の記載内容	委任状
本人	本人の口座情報	不要
本人以外の親族	親族の口座情報	必要

### 「イ 住宅改修が必要な理由書」の注意点

- ・ 本市において、理由書の作成者は、住宅改修のことだけでなく被保険者本人のおかれている状況やその他利用するサービス等を総合的に把握している介護支援専門員（ケアマネジャー）、または、地域包括支援センター職員（介護予防住宅改修費の理由書が対象）のみとしています。そのため、住環境コーディネーターの資格を持つ方が作成した理由書は受理できません。

※ 理由書の作成者欄には作成者の**自筆の署名**が必要です。

- ・ 理由書の代わりにケアプランを提出する場合、ケアプランから被保険者の心身の状態や家族との関わりの状況、どのような工事が必要なのかが分かるよう、理由書と同程度の内容が記載されている必要があります。また、被保険者の同意が得られたもの（同意欄にサインがあるもの）を提出してください。
- ・ 2階への階段に手すりを取付ける、通路の両側に手すりを取付ける、段差解消の方法として敷居撤去や段差部分にスロープを設置するのではなく全体をかさ上げする等、被保険者にとって必要と判断しにくい内容や過度に工事費用が高くなる内容と思われる場合には、その改修方法を選択した理由を明記してください。

(例) 2階への階段に手すりを取付ける

→ 本人の役割として2階にあるベランダへ洗濯物を干すため  
通路の両側に手すりを取付ける

→ 片麻痺があり、行き返りで掴める向きが変わるため  
全体をかさ上げる

→ 常に摺り足でスロープでも躓く可能性があるため

#### 「ウ 工事着工前の写真」の注意点

- ・ 提出する写真には撮影日を入れる必要があります。日付機能がないカメラで撮影する場合は、黒板や紙等に日付を入れ、写真に写し込んだものを提出してください。
- ・ 事前申請に提出する写真には完成後のイメージが分かるよう、手すりの取付け位置、段差解消の範囲、スロープの設置場所等を記載し、工事場所ごとに付番してください。後述の平面図、見積書を作成する際は、この番号と関連付けて作成してください。
- ・ 浴室をユニットバスに改修する等、工事前後において全体的な変更が生じることで、写真に完成後のイメージを記載できない場合は、工事前の写真と併せて、完成後のイメージが分かる資料を添付してください。
- ・ 段差解消の住宅改修を行う場合、段差にスケールをあてた写真を提出してください。このとき、目盛りが読み取れるように撮影してください。  
また、工事完了後の写真では、段差が解消されたことが分かるように撮影した写真を提出してください。
- ・ 長い区間に渡って手すりを取付ける等、一枚の写真に全体を写すことが困難な場合、何枚かに分けて全体が確認できる写真を提出してください。
- ・ ピントが合っていない、逆光、写真のサイズが小さすぎる、工事範囲の一部しか撮影されていない等、写真から住宅改修する箇所の状況が確認できない場合は受理できません。

#### 「エ 平面図」の注意点

- ・ 被保険者の生活動線が分かるよう、住宅全体が把握できる図面を提出してください。なお、工事個所が屋外のみの場合、屋内について詳細な記載は不要です。
- ・ 図内には、手すりの設置位置等を表記してください。その際、写真や見積書の番号と関連付けて作成してください。
- ・ 通路や床面の工事を行う場合、図内に寸法を表記してください。

#### 「オ 工事費の見積書」の注意点

- ・ 被保険者以外の親族等が工事費用を支払う場合でも、見積書は被保険者宛のものを提出してください。
- ・ 社印が押印された見積書を提出してください。担当者印のみが押印された見積書は認められません。
- ・ 工事個所ごとに項目を分けて作成してください。その際、写真や平面図の番号と関連付けて作成してください。
- ・ 部材ごとに型番や形式等を具体的に記載してください。
- ・ 作業費や諸経費等を除き、数量を「一式」とするものは認められません。
- ・ 見積書の項目については、国が提示する参考様式を参考に作成してください。

#### 「カ 承諾書」の注意点

- ・ 住宅の所有者が複数名いる場合は、すべての所有者名が記載された承諾書を提出してください。
- ・ 所有者の住所欄は、工事をする住宅の住所ではなく、所有者の住民票上の住所を記載してください。

#### 「ク 工事完了後の写真」の注意点

- ・ 工事前後の違いが分かるよう、工事着工前と同じアングルで撮影してください。
- ・ 提出書類の空白部分に工事の着工日、完了日を記載してください。（着工日、完了日が確認できるのであれば、別の用紙に記載されたものでも構いません。）

#### 「サ 工事費の内訳書」の注意点

- ・ 想定していた部材を使用しなかった等、事前申請時の見積金額から減額された場合、変更内容が分かるよう内訳書を提出してください。

## 6 その他留意事項

### (1) 新築・増築の場合の住宅改修

新築は住宅改修ではないため、支給対象となりません。

増築においても、新たに居室を設けることは支給対象となりませんが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取付ける、便所の拡張に伴い便器を和式から洋式へ取替える等の場合、手すりの取付けや便器の取替え部分の費用が対象となることがあります。

### (2) 支給対象外の工事を併せて行う場合

保険対象部分の抽出、按分等により、支給対象となる費用を算出します。

### (3) 被保険者等が自ら住宅改修を行った場合

被保険者自らが材料を購入し、本人、家族によって住宅改修が行われた場合、材料の購入費のみが支給対象となります。このとき、材料の販売元が発行した領収証や見積書（使用した材料の内訳が分かるもの）が必要となります。なお、住宅改修が必要な理由書や工事前、工事後の写真等、必要な提出書類に変わりはありません。

### (4) 事前申請された改修内容が変更される場合

変更内容	対応方法
改修箇所の増	次のいずれかの方法で対応してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・提出済みの事前申請を一旦取下げ、追加工事分を加味した内容で再度事前申請を提出する。 ※取下げについては、次項を参照ください。</li><li>・事前申請した内容の工事はそのまま行い、追加工事分の事前申請を新たに提出する。</li></ul>
改修箇所の減	事後申請（完了報告）時に、減となった工事箇所分が分かる内訳書を併せて提出してください。
工事に係る部材の増	提出済みの事前申請を一旦取下げ、部材を追加した内容で再度事前申請を提出してください。
工事に係る部材の減	事後申請（完了報告）時に、減となった部材分が分かる内訳書を併せて提出してください。



**(5) 同一住宅に複数の被保険者がいる場合**

住宅改修費は被保険者ごとに支給申請が可能ですが、同時に工事が行われる場合、申請する住宅改修の範囲が重複しないようにしてください。

**(6) 住宅改修の取下げ**

事前申請していた住宅改修について、心身の状態の変化等により取下げる場合は、取下げにかかる書類を市に提出してください。

事前申請した住宅改修が中止となったにも関わらず取下げない場合、工事を行ったものとみなし、支給限度基準額に対してその費用が使用され、その後に行う住宅改修の支給額に影響が出ますので、ご注意ください。

**(7) 申請の時効起算日**

住宅改修の時効は2年間であり、この起算日は代金の支払日（領収日）となります。

**(8) 適用される自己負担割合**

住宅改修に適用される自己負担割合は、領収証記載日時点における割合が適用されます。

**(9) 適用される要介護等状態区分**

住宅改修に適用される要介護等状態区分は、着工時点における要介護等状態区分が適用されます。

**(10) 通路や床面の保険対象範囲**

通路において、保険対象となる範囲は次のとおりです。これ以上の幅を工事した場合、工事費用を按分して支給金額を算出します。

- ・ 歩行可能な場合     :   幅 900mm まで
- ・ 車いすの場合       :   幅 1200mm まで

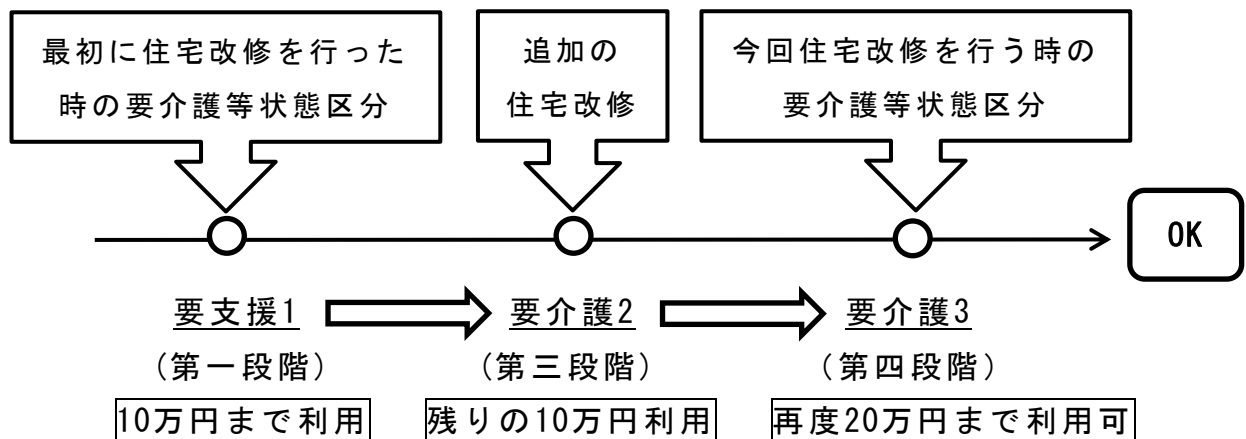
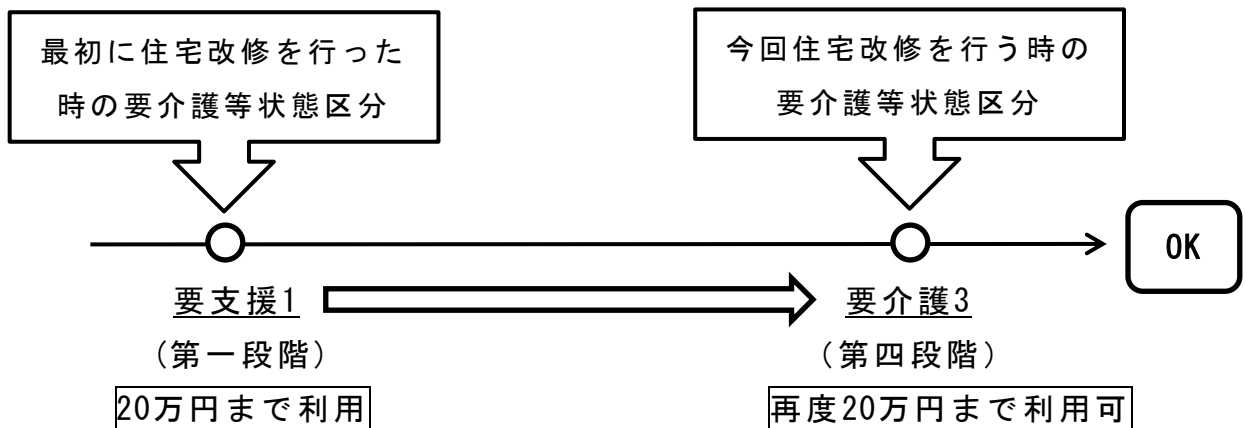
また、居室内の全体をかさ上げする等、広範囲を改修する場合、その居室内における通路とならない部分（ベッド、タンス、ソファ、テーブル等の動かない家具等が占める面積）を差し引き、面積按分して支給金額を算出します。

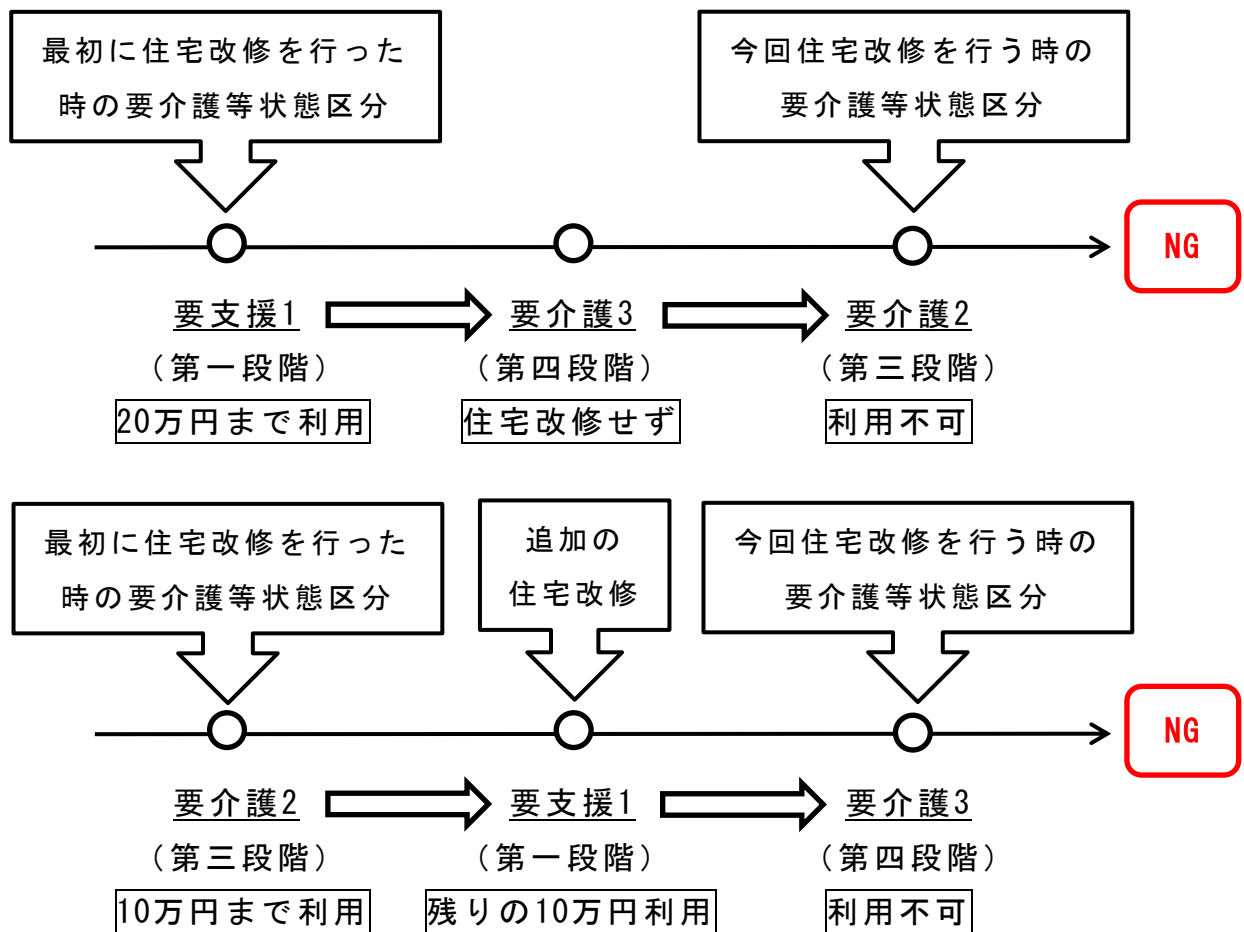
(11) 要介護状態が著しく重くなった場合の例外（三段階リセット）

最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修着工時点の要介護等状態区分と比較して、介護の必要度が著しく高くなった状態（下表で三段階以上上がった状態）で行った住宅改修については、例外的に、改めて支給限度基準額までの住宅改修費の支給を受けられます。ただし、この取扱いは、同一住宅・同一要支援・要介護認定者について1回が限度です。（住宅改修の支給限度基準額の残額があっても持ち越されず、上限は20万円となります。）

介護の必要の程度(段階)	最初に住宅改修を行った時の要介護等状態区分	例外的に支給可能となる要介護等状態区分
第六段階	要介護5	
第五段階	要介護4	
第四段階	要介護3	
第三段階	要介護2	要介護5
第二段階	要支援2または要介護1	要介護4以上
第一段階	要支援1または経過的要介護	要介護3以上

【例外的に支給可能となる場合のイメージ】





## (12) 払い戻しの時期

原則、払い戻しは、工事完了後、事後申請の書類が市に提出された月の翌月最終金曜日に、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」に記載された振込先口座へ振り込みます。

ただし、年末や月末に連休がある場合は、この限りではありません。

(例) 4月に工事完了し、5月に事後申請の書類を市に提出した場合、6月の最終金曜日に支給されます。